

人工知能技術戦略会議運営要綱

平成28年4月18日
総務省情報通信国際戦略局
文部科学省研究振興局
経済産業省産業技術環境局

(目的)

第1条 人工知能技術戦略会議（以下、「戦略会議」という。）は、人工知能（AI）技術を核としたIoTの社会・ビジネスへの実装に向けた研究開発・実証につなげるため、総務省・文部科学省・経済産業省の3省が連携・合同して次世代のAI技術の研究開発と成果の社会実装を加速するにあたり、AI技術に関する技術戦略、3省として実施すべき内容及びその役割分担、AI技術に関する重要な事項について、関係機関の合議により処理することが適当な事務の方針等を調査・検討することを目的とする。

(運営)

第2条 戦略会議は、総務省大臣官房総括審議官、文部科学省研究振興局長、経済産業省産業技術環境局長が合同で開催する。

(議事)

- 第3条 戦略会議は、議長と構成員により組織され、別添のとおりとする。また、議長が必要と認めるときは、構成員外の関係者の出席を求め戦略会議の調査・検討に参加させることができる。
- 2 戦略会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。構成員が出席できない場合は代理出席又は書面による意見の提出による出席を認める。
 - 3 議長は、戦略会議を招集し、議事を総理する。
 - 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(顧問)

第4条 戦略会議は、戦略会議の行う調査・検討その他の事項に関して助言を得るため、戦略会議に顧問を置くことができる。

(会議の公開)

第5条 戦略会議において非公開とする案件以外は公開とし、非公開とする案件については戦略会議の議長が戦略会議に諮って決定することとする。

(研究連携会議の設置)

第6条 戦略会議は、次世代のA I技術に関し、研究開発の総合調整を行うため、3省が行う研究開発での連携の具体化等の調査・検討を行う研究連携会議を設置する。

2 研究連携会議の構成員は、別途定める。

3 研究連携会議の議事その他運営に必要な事項は、研究連携会議の構成員の合議により定める。

(産業連携会議の設置)

第7条 戦略会議は、次世代のA I技術に関し、研究開発と産業化の総合調整を行うため、3省が行う研究開発その他の事業の社会実装の円滑化、加速化に係る施策等の調査・検討を行う産業連携会議を設置する。

2 産業連携会議の議長、構成員は、別途定める。

3 産業連携会議の議事その他運営に必要な事項は、産業連携会議の議長が産業連携会議に諮って定める。

(事務局)

第8条 戦略会議に関する事務は、総務省情報通信国際戦略局技術政策課、文部科学省研究振興局参事官(情報担当)、経済産業省産業技術環境局研究開発課が担当する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、戦略会議の議事の手続その他戦略会議の運営に関し必要な事項は、戦略会議の議長が戦略会議に諮って定める。

(別添)

人工知能技術戦略会議議長及び構成員等について

◎ 議長 (運営要綱第3条第1項関係)

安西 祐一郎 (独立行政法人日本学術振興会 理事長)

○ 顧問 (運営要綱第4条関係)

久間 和生 (内閣府総合科学技術・イノベーション会議常勤議員)

○ 構成員 (運営要綱第3条第1項関係)

内山田 竹志 (日本経済団体連合会未来産業・技術委員会共同委員長)

小野寺 正 (日本経済団体連合会未来産業・技術委員会共同委員長)

五神 真 (国立大学法人東京大学総長)

坂内 正夫 (国立研究開発法人情報通信研究機構理事長)

中鉢 良治 (国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長)

西尾 章治郎 (国立大学法人大阪大学総長)

濱口 道成 (国立研究開発法人科学技術振興機構理事長)

古川 一夫 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長)

松本 紘 (国立研究開発法人理化学研究所理事長)